



# 山形県公報

平成29年3月31日(金)

号 外 (12)

## 目 次

### 規 則

○山形県県税規則等の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1

## 規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第21号

#### 山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第25条中「において」を「及び第72条の29第2項において」に改める。

附則第12項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第1号中「240平方メートル」を「210平方メートル」に改め、同項第4号中「5戸」を「10戸」に改める。

附則第13項中「240平方メートル」を「210平方メートル」に改める。

別表1 通則及び賦課徴収の項中「第24条の4第3項及び施行令第24条の4の3第1項」を「第24条の4第5項及び第7項並びに施行令第24条の4の3第1項及び第2項」に改め、同表2 県民税の項中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に、「及び施行令第24条の5」を「並びに施行令第24条の5第1項及び第2項」に改める。

分割基準	人 員				計
	事 務 所				
	人				
	人	円	円	円	円
	人				
	人				
	人				
	人				
	人				

別記第96号様式中

を

人				
人				
人				
人				
人				

分割基準	従業者数、固定資産の価額又は軌道の延長キロメートル数	付加価値額	資本金等の額	所得金額				収入金額
	事務所・事業所数、発電用資産の価額又は電線路の電力の容量					計		
		円	円	円	円	円	円	円

に改める。

別記第97号様式中 事務所・事業所数又は発電用資産の価額 を

事務所・事業所数、発電用資産の価額又は電線路の電力の容量 に改める。

別記第97号の2様式中

法人税法第75条の2第1項 " 第81条の24第1項
法人税法第75条の2第3項 " 第81条の24第2項
法人税法第75条の2第3項 " 第75条の2第5項 " 第81条の24第2項
地方税法第72条の25第3項 " 第72条の25第5項 ( " 第72条の28第2項)
地方税法第72条の25第2項 " 第72条の25第4項 ( " 第72条の25第6項) ( " 第72条の25第7項) ( " 第72条の25第14項) ( " 第72条の28第2項)
地方税法施行令 第24条の4第2項 第24条の4第4項

法人税法第75条の2第1項 " 第75条の2第2項 " 第81条の24第1項 ( " 第81条の24第2項)
法人税法第75条の2第2項 " 第75条の2第5項 ( " 第81条の24第2項)
法人税法第75条の2第2項 " 第75条の2第5項 " 第75条の2第7項 ( " 第81条の24第2項)
地方税法第72条の25第3項 " 第72条の25第5項 ( " 第72条の28第2項) ( " 第72条の29第2項) 地方税法施行令第24条の4第1項 ( " 第24条の4の3第1項)
地方税法第72条の25第2項 " 第72条の25第4項 ( " 第72条の25第6項) ( " 第72条の25第7項) ( " 第72条の25第14項) ( " 第72条の28第2項) ( " 第72条の29第2項)
地方税法施行令第24条の4第1項 " 第24条の4第4項 " 第24条の4第6項 ( " 第24条の4の3第1項) (地方税法第72条の28第2項) ( " 第72条の29第2項)

を

に改める。

別記第97号の3様式中

法人税法第75条の2第1項 " 第81条の24第1項
法人税法第75条の2第3項 " 第81条の24第2項
法人税法第75条の2第3項 " 第75条の2第5項 " 第81条の24第2項

法人税法第75条の2第1項 " 第75条の2第2項 " 第81条の24第1項 ( " 第81条の24第2項)
法人税法第75条の2第2項 " 第75条の2第5項 ( " 第81条の24第2項)
法人税法第75条の2第2項 " 第75条の2第5項 " 第75条の2第7項 ( " 第81条の24第2項)

を

に改める。

(山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成28年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の注書第4項中「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9

第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

別記様式第3号の注書第3項及び別記様式第4号の注書第3項中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則別記第96号様式及び別記第97号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税規則（以下「新規規則」という。）別記第97号の2様式及び別記第97号の3様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 3 新規規則別記第96号様式及び別記第97号様式は、この規則の公布の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新規規則別記第97号の2様式は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 5 新規規則附則第12項及び第13項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。